

指定居宅サービス事業者等に対する行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、以下のとおり指定居宅サービス事業者等に対して行政処分を行いました。

1 対象事業者

- (1) 法人名 HITOWA ケアサービス株式会社（代表取締役社長 須原 清貴）
(2) 所在地 東京都港区港南2-15-3 品川インターナショナルC棟

2 対象事業所

- (1) 名称 イリーゼ岡谷
(2) 所在地 岡谷市山下町1-1-37
(3) サービス種別 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

3 処分年月日

令和8年2月6日（金）

4 処分内容等

- (1) 処分の内容
特定施設入居者生活介護の指定及び介護予防特定施設入居者生活介護の指定の一部
効力停止（新規利用者受入停止）6箇月
- (2) 一部効力停止の期間
令和8年2月20日（金）から令和8年8月19日（水）
- (3) 処分事由
令和6年11月から令和7年2月の4か月間、看護職員の人員基準欠如による介護報酬の
減算の必要性を認識しながら、減算をすることなく、不正請求を行った（法第77条第1項
第6号及び第115条の9第1項第6号）

（問合せ先）

担当 健康福祉部介護支援課 池田、高地、田代
電話 026-235-7113（直通）
026-232-0111（代表） 内線2447
FAX 026-235-7394
E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp